

別 紙

第 1 「法人税の重加算税の取扱いについて」関係

平成 12 年 7 月 3 日付課法 2 - 8 ほか 3 課共同「法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 重加算税の取扱い</p> <p>(通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、<u>無申告加算税等（通則法第 68 条第 4 項第 1 号の無申告加算税等をいう。(2)及び(3)において同じ。)を課されたことがある場合に該当せず、通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等（通則法第 68 条第 4 項第 2 号の特定無申告加算税等をいう。以下(3)までにおいて同じ。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>被合併法人の各事業年度の法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>また、連結納税の承認を<u>取り消され、又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各連結事業年度の法人税について、無申告加算税等を課され</u></p>	<p>第 2 重加算税の取扱い</p> <p>(通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、<u>通則法第 68 条第 4 項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>通則法第 68 条第 4 項の規定の適用上、被合併法人の各事業年度の法人税について課された同項に規定する無申告加算税等（以下(2)において「無申告加算税等」という。）は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>また、連結納税の承認を<u>取り消され又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各連結事業年度の法人税について無申告加算税等を課されて</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>たことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、連結親法人であった法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各事業年度の法人税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</p> <p>③ <u>通則法第 68 条第 4 項第 2 号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間（事業年度）が 1 年未満のものがある場合には、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該前年中に課税期間（事業年度）が開始した法人税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間（事業年度）の法人税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該前々年中に開始した各課税期間（事業年度）の法人税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</u></p>	<p><u>いた場合には、連結親法人であった法人について無申告加算税等を課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) 無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合には、分割承継法人について無申告加算税等を課されたことがあるときには該当しない。</p>